

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター  
院内保育所運營業務委託に関する業者選定公募の公示

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センターにおける院内保育所運營業務委託に関し、業者選定のため業務等提案書を公募することとしますので、希望する者は次のとおり提出願います。

令和5年12月14日

独立行政法人国立病院機構  
豊橋医療センター院長 山下 克也

1. 概要

(1) 件 名

院内保育所運營業務委託 一式

(2) 内 容

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター（以下「病院」という）では、職員がキャリアを中断することなく安心して働き続けられる職場環境づくりの一環として、医師・看護師等の職員が子育てしながら働くことができる職場とするため、院内保育所を有している。

職員が安心して産前産後休暇・育児休業から復帰し、継続した病院事業を提供できるよう、より働きやすい職場環境の実現を図るため、院内保育所の運營業務委託を行うものである。

(3) 契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（36ヶ月）

2. 企画書、見積書の提出者に要求される資格

(1) 次にあげる契約事務取扱細則第5条及び6条の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

①以下の各号のいずれかに該当しない者

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）

（ア）契約を締結する能力を有しない者。

（イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

（エ）独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（令和27年規程第63号）第2条各号に掲げる者。

②以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）

（ア）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し

- くは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (ク) 前各号に類する行為を行なった者
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ②経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和5年度に東海北陸地域における「役務の提供等」においてA、B又はC等級に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有しない者で、見積書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされた者であること。
- (4) その他、詳細は別添説明書、仕様書、評価基準による。

### 3. 手続き等

#### (1) 担当係（下記の交付・提出場所）

〒440-8510 愛知県豊橋市飯村町字浜道上50  
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター  
事務部企画課 業務班長  
電話 0532-62-0301(内線2271)

#### (2) 説明書の交付期間

交付期間 令和5年12月14日から令和6年1月5日  
9時00分から17時00分の間（土曜日・日曜日・祝祭日は除く）

#### (4) 質問書の提出期限

令和6年1月9日（火）17時00分まで

#### (5) 企画書の提出期限

令和6年1月16日（火）17時00分まで

#### (6) 見積書の提出期限

令和6年1月16日（火）17時00分まで

※上記の書類は持参又は郵送(上記期限までに必着)とする。

#### (7) 見積書の開封

- ①日 時 令和6年1月24日（水） 10時00分
- ②場 所 国立病院機構豊橋医療センター 会議室

#### 4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は提案書は無効
- (2) 契約書作成の要否 …… 要
- (3) 企画書のプレゼンテーション……必要に応じて実施。
- (4) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施。
- (5) 関連情報を入手するための窓口……上記3. (1)に同じ
- (6) その他詳細は、説明書・仕様書、技術評価基準による